

平成十六年六月二十九日受領  
答弁第一七三号

内閣衆質一五九第一七三号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出国のテナントの公募に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国のテナントの公募に関する質問に対する答弁書

一について

国の施設を使用する店舗等の選定については、公募によらないことがやむを得ない場合もあると考えるが、衆議院議員長妻昭君提出国の施設に入るテナントの選定及び適正使用料等に関する質問に対する答弁書（平成十六年二月二十四日内閣衆質一五八第一七号。以下「先の答弁書」という。）五について述べたとおり、透明性や公平性を確保する観点から、できる限り公募によるべきであると考ええる。

なお、御指摘のように、平成十六年二月十三日に「国家公務員共済組合が国有財産を使用し、業者に福祉事業の経営を委託して行わせる場合の取扱要領について」（昭和三十六年二月十四日蔵計第二百四十五号）を改正したところであり、国家公務員共済組合が国の施設を使用し、業者に経営を委託して福祉事業を行う場合の業者の選定についても、公募によることが適当でない場合を除き、できる限り公募により行うように国家公務員共済組合に対して指導したところである。

二及び三について

公募の具体的方法については、先の答弁書別表第二の「公募の方法」欄に示したように、庁舎の掲示板

に公示することを始め様々な方法を採用しているところであり、ホームページで公表したものもある。

どのような方法を採用するかについては、公募する事業の内容によって様々な方法が考えられるが、できる限りホームページを活用することが適当であると考ええる。

#### 四について

国の施設を使用する店舗等の選定については、透明性や公平性を確保する観点から、職員の個人的な紹介によって店舗等を決定することは適当でない。

先の答弁書五について述べたとおり、衆議院議員長妻昭君提出国の施設に入るテナントの選定及び適正使用料等に関する質問に対する答弁書（平成十五年九月三十日内閣衆質一五六第九六号）別表の「店舗名」欄に記載した店舗等のうち、職員の紹介により選定したものはない。